

令和7年3月14日
日本農林規格調査会決定

日本農林規格調査会運営規程(案)

(総則)

第1条 日本農林規格調査会（以下「調査会」という。）の運営は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、農林水産省組織令（平成12年政令第253号）及び日本農林規格調査会令（平成12年政令第290号）に規定するもののほか、この規程に定めるところによる。

2 調査会の運営に関し、この規程に定めのない事項については、会長の定めるところによる。

(総会)

第2条 総会は、日本農林規格の制定、確認、改正又は廃止について調査審議するものとする。

2 総会の議長は、会長とする。

(臨時委員)

第3条 臨時委員は、会長の求めに応じて調査会に出席し、特別の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第4条 専門委員は、会長の求めに応じて調査会に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

(試験方法分科会の招集等)

第5条 会長は、試験方法分科会（以下「分科会」という）を招集する。

2 分科会の議長は、分科会長とする。

(分科会の議決)

第6条 分科会の議決は、調査会の議決とする。

2 分科会長は、その調査審議の結果を調査会に報告しなければならない。

(部会の設置)

第7条 会長又は分科会長は、第2条に掲げる事項のうち部会に付議することが適當と認めるものについて調査審議させるため、調査会又は分科会に部会を置くことができる。

(部会の招集等)

第8条 会長又は分科会長は、部会を招集する。

2 部会の議長は、部会長とする。

(部会の議決)

第9条 部会の議決は、あらかじめ会長又は分科会長が適當と認めた事項に係るものについては、これをもって調査会又は分科会の議決とする。

2 前項の規定にかかわらず、日本農林規格調査会令第6条第6項ただし書に規定する事項については、部会は議決することができない。

(会議)

第10条 会議（総会、分科会又は部会をいう。以下同じ。）は、公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、議長（総会にあっては会長、分科会にあっては分科会長、部会にあっては部会長。以下同じ。）は、会議を非公開とすることができます。

2 議長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができます。

3 会議に出席して意見を述べることを希望する者は、あらかじめ農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課に届出をし、議長（分科会長が選任されていない場合にあっては会長、部会長が選任されていない場合にあっては会長又は分科会長）の承認を得なければならない。

4 前項の規定にかかわらず、関係行政庁の職員その他の者で議長が必要と認めた者は、会議に出席して意見を述べることができる。

5 前2項の規定により会議に出席して意見を述べる者は、議長による議事の整理に従わなければならぬ。

6 この規程により会議において議決すべきものとされた事項については、書面又は電磁的方法による議決をすることができる。

(議事録の保存)

第11条 ~~会議の議事録は、総会にあっては会長及び会長の指名する出席委員又は臨時委員のうち2人以上、分科会にあっては分科会長及び分科会長が指名する出席委員又は臨時委員のうち2人以上がこれに署名する。また、第9条によりあらかじめ会長又は分科会長が調査会又は分科会の議決とすることにつき適當と認めた部会にあっては部会長及び部会長が指名する出席委員又は臨時委員のうち2人以上がこれに署名する。~~

~~2~~ 会議の議事録は、議長の承認認証を受けた上で、農林水産省のホームページに掲載閲覧窓口において一般の縦覧に供する。

~~2-3~~ 会議の議事録は、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課に保存する。

(小委員会)

第12条 会長、分科会長又は部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を会長、分科会長又は部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

附 則

この規程は、令和7年3月14日から施行する。